

## 熱中症予防に関する保育所、認定こども園及び幼稚園の対応

### 1 奈良県に熱中症特別警戒アラート又は熱中症警戒アラートが発表された場合

#### (1) 前日の14時00分に熱中症特別警戒アラートが発表された場合

熱中症特別警戒アラートは、広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものであることを踏まえ、1号認定の児童は、対象日を臨時休業とし、その旨を保護者に連絡する。

2号認定、3号認定及び新2号認定の児童は、保育を実施する。ただし、登所（園）時には児童を速やかに保育室内に誘導し、積極的に水分補給を促すこととする。また、活動については、後記(2)のとおりとする。

なお、2号認定及び3号認定の児童には給食を提供するが、新2号認定の児童には弁当の持参を依頼する。

#### (2) 登所（園）時刻前（前日の17時00分又は対象日の5時00分）に熱中症警戒アラートが発表された場合

##### ア 登所（園）について

帽子や日傘等により日ざしを遮るとともに、通気性と透湿性の良い肌着等を選択すること等の熱中症対策について、あらかじめ保護者に依頼しておく。自家用車で送迎する児童の保護者には、特に以下の点に留意するよう啓発する。

(ア) 降車の際、絶対に車内への児童の置き去り又は閉じ込めがないようにすること。

(イ) 車内において、車内温度を適切に調整し、常に適切な水分を補給することができるよう準備しておくとともに、前日又は直前の活動内容や児童の体調等によっては、熱中症を発症しやすくなる場合もあることから、水分や塩分の補給をこまめに行うこと。

(ウ) 車両での送迎時においては、鍵を児童に預けないこと。

(エ) 車両用のカーテン等により車内への日ざしを遮ること。

(オ) 万一児童が車内に閉じ込められた場合に備え、児童自身で車両のドアを開けられるようにし、又は車両の警笛（クラクション）を鳴らして周囲の人々へ知らせられるように指導しておくこと。

##### イ 保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）での活動について（保育室内での活動）

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第6条第1項に基づく学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）において、教室等の温度は28℃以下であることが望ましいとされていることから、空調設備を用いて保育室内の温度を適切に管理する。

児童の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めるとともに、体調不良時には職員に申し出るようあらかじめ児童に声掛けすることとする。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意し、自ら体調不良を申し出ることができない児童がいるときは、活動を開始した時刻から約15分後に声掛けすることとするなど、児童の特性に応じた対応に努める。

また、活動前には適切に水分補給をさせ、活動中においても、必要に応じて水分補給ができる環境を整えるほか、積極的に水分補給を促し、こまめに休息を取らせる。活動終了後においても、水分補給をさせることとする。

児童が飲料を持参している場合において、児童から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときや不足したことが判明したときは、飲料を補給する。持参した飲料が不足していないかどうかについて、担任等が約2時間に1回の頻度で確認することとするなど、飲料が不足した状態が長時間にわたって継続しないようにする。

#### ウ 保育所等での活動について（後記エ及びオを除く保育室以外での活動）

後記3(3)により把握する暑さ指数（WBGT）に応じて、以下のとおりとする。

##### （ア）暑さ指数（WBGT）が31以上のとき

###### i 活動を中止するもの

屋外における活動及び空調設備が整備されていない場所における活動は、原則として中止する。

##### （イ）暑さ指数（WBGT）が28以上31未満のとき

###### i 活動を中止するもの

屋外における激しい運動や体温が上昇しやすい運動は、原則として中止する。

###### ii 活動に制限等を要するもの

屋外における激しい運動や体温が上昇しやすい運動以外の活動、屋内であっても空調設備が整備されていない場所における活動は、活動時間を短縮し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更する。

児童の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めるとともに、体調不良時には職員に申し出るようあらかじめ児童に声掛けすることとする。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意し、自ら体調不良を申し出ることができない児童がいるときは、活動を開始した時刻から約15分後に声掛けすることとするなど、児童の特性に応じた対応に努める。

また、活動前には適切に水分補給をさせ、活動中においても、必要に応じて水分補給ができる環境を整えるほか、積極的に水分補給を

促し、こまめに休息を取らせる。活動終了後においても、水分補給をさせることとする。

児童が飲料を持参している場合において、児童から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときや不足したことが判明したときは、飲料を補給する。持参した飲料が不足していないかどうかについて、担任等が約2時間に1回の頻度で確認することとするなど、飲料が不足した状態が長時間にわたって継続しないようにする。

#### **(ウ) 暑さ指数(WBGT)が25以上28未満のとき**

全ての活動を実施することができることとするが、積極的に休息を取らせることとする。

児童の体調(意識状態や大量の発汗の有無等)の把握に努めるとともに、体調不良時には職員に申し出るようあらかじめ児童に声掛けすることとする。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意し、自ら体調不良を申し出ることができない児童がいるときは、活動を開始した時刻から約15分後に声掛けをするなど、児童の特性に応じた対応に努める。

また、活動前には適切に水分補給をさせ、活動中においても、必要に応じて水分補給ができる環境を整えるほか、積極的に水分補給を促し、こまめに休息を取らせる。活動終了後においても、水分補給をさせることとする。

児童が飲料を持参している場合において、児童から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときや不足したことが判明したときは、飲料を補給する。持参した飲料が不足していないかどうかについて、担任等が約2時間に1回の頻度で確認することとするなど、飲料が不足した状態が長時間にわたって継続しないようにする。

#### **(エ) 暑さ指数(WBGT)が21以上25未満のとき**

全ての活動を実施することができることとするが、熱中症による死亡事故が発生する可能性があることを念頭に置き、熱中症の兆候に注意するとともに、活動の合間において積極的に水分補給を促すこととする。

#### **(オ) 暑さ指数(WBGT)が21未満のとき**

全ての活動を実施することができることとする。通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給を促すこととする。

### **エ 保育所等での活動について(プール活動)**

後記3(3)により把握する暑さ指数(WBGT)に応じて、以下のとおりとする。

プール活動を実施する場合は、プールサイドが高温になることのほか、水中においても発汗や脱水があることに留意する。前日ないし直前の活

動内容や児童の体調等によっては熱中症を発症しやすくなる場合があることを踏まえ、プールであるから熱中症予防の必要がないものと誤った認識を持たないようにし、他の運動時と同様に熱中症予防の観点を意識した対策を講じる。水温が中性水温（水中で安静状態のヒトの体温が上がりも下がりもしない水温：33℃から34℃まで）より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため、水温管理に留意する。

なお、具体的な対策は、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考に対応する。

**(ア) 暑さ指数（WBGT）が31以上のとき**

原則として中止する。

**(イ) 暑さ指数（WBGT）が31未満のとき**

児童の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めるとともに、体調不良時には職員に申し出るようあらかじめ児童に声掛けすることとする。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意し、自ら体調不良を申し出ることができない児童がいるときは、活動を開始した時刻から約15分後に声掛けをするなど、児童の特性に応じた対応に努める。

また、活動前には適切に水分補給をさせ、活動中においても、必要に応じて水分補給ができる環境を整えるほか、積極的に水分補給を促し、こまめに休息を取らせる。活動終了後においても、水分補給をさせることとする。

プール活動に参加しない児童がいる場合は、保育室等において別途保育を実施することとする。その際の対応は、前記1(2)イのとおりとする。

プール活動に参加している児童を保育室等に移動させる必要が生じた場合であっても、水中の児童の監視が疎かにならないように徹底し、専ら監視をする者ではなく、必ず他の職員が対応することとする。

**オ 保育所等での活動について（運動会等）**

運動会等は、予備日が設けられ、予備日において実施する方が熱中症予防の観点から望ましいと推測される場合は、予備日において実施することを検討し、それ以外の場合は、活動時間を短縮し、時間帯を変更し、又は内容を身体に負担の少ないものに変更することを検討する。特に開会式等における来賓等の挨拶のための時間は、短縮し、又は省略することを検討する。

また、以下の対策を講じた上で実施する。

(ア) あらかじめ保護者に対し、登所（園）前に児童の体調を確認することや、十分な量の水筒等を持参させることを依頼しておく。

(イ) 屋外テント等の設営により日陰を作り、競技しない時間等において

は、児童がその場所で待機することができるようにする。

- (ウ) 児童の一人一人の体調を把握し、前日ないし直前の活動内容や児童の体調等によっては熱中症を発症しやすくなる場合があることを踏まえ、場合によっては参加させない等の対応をする。
- (エ) 児童の体調（意識状態や大量の発汗の有無等）の把握に努めるとともに、体調不良時には職員に申し出るようあらかじめ児童に声掛けすることとする。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意し、自ら体調不良を申し出ることができない児童がいるときは、活動を開始した時刻から約15分後に声掛けをするなど、児童の特性に応じた対応に努める。
- (オ) 活動前には適切な水分補給をさせ、活動中においても、必要に応じて水分補給ができる環境を整えるほか、積極的に水分補給を促し、こまめに休息を取らせる。活動終了後においても、水分補給をさせることとする。
- (カ) 児童が飲料を持参している場合において、児童から持参した飲料が不足した旨の申出を受けたときや不足したことが判明したときは、飲料を補給する。持参した飲料が不足していないかどうかについて、担任等が約2時間に1回の頻度で確認することとするなど、飲料が不足した状態が長時間にわたって継続しないようにする。

(参考) 熱中症予防のための各団体の指針

暑さ指数 (WBGT 数値) 乾球温度 (目安)	日常生活における 熱中症予防指針 (日本生気象学会)	熱中症予防のための運動指針 ( (公財) 日本スポーツ協会 )
<b>WBGT 31 以上</b> 乾球温度 (目安) 35℃以上 <b>危険</b> (運動は原則中止)	外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	特別な場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
<b>WBGT 28~31</b> 乾球温度 (目安) 31℃~35℃ <b>嚴重警戒</b> (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分及び塩分の補給を行う。 体力の低い人、暑さになれていない人は運動を中止する。
<b>WBGT 25~28</b> 乾球温度 (目安) 28℃~31℃ <b>警戒</b> (積極的に休息)	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分及び塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。

<p style="text-align: center;"><b>WBGT 21~25</b>  乾球温度（目安）24℃~28℃  <b>注意</b>  （積極的に水分補給）</p>	<p>激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。</p>	<p>熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。  熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分及び塩分を補給する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>WBGT 21 未満</b>  乾球温度（目安）24℃未満  <b>ほぼ安全</b>  （適宜水分補給）</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分及び塩分の補給は必要である。市民マラソン等ではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。</p>

## 2 奈良県に熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表されなかった場合

奈良県に熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発表されなかった場合であっても、前記1(2)ウからオまでと同様とする。

## 3 熱中症予防に対する措置等

職員は、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和7年6月3日付け事務連絡子ども家庭庁成育局安全対策課他）に基づき、主として以下の点に留意の上、あらかじめ適切な措置を講ずるものとし、熱中症警戒アラート等の発表時には朝礼等において認識を共有する。

### (1) 職員への熱中症予防に関する啓発の実施

保育所等は、職員が児童の熱中症予防について共通の理解を図るため、この「熱中症予防に関する保育所、認定こども園及び幼稚園の対応」のほか、「熱中症環境保健マニュアル2022（令和4年3月環境省）」や「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）等を活用し、毎年6月15日までに研修を実施する。

### (2) 各保育所等の実情に応じた対策

保育所等は、近年の最高気温の変化や熱中症の発生状況等を確認し、各保育所等の実情に応じて、テントや日除け等を設置することとし、保育室等での温度管理等について学校薬剤師又は看護師の助言を得て、予防策を実施する。

### (3) 暑さ指数（WBGT）の把握と共有

保育所等は、園庭、プール等の活動場所において、活動開始の10分程度前に専用の計測器を用いて暑さ指数（WBGT）を計測することとし、活動場所が園庭の場合は、様式1により記録し、プールの場合は、様式2により記録する。気象の変化に注意しながら、活動中においても、適宜計測するよ

うに努める。計測結果は、職員室内の掲示板等、各保育所等で定める場所に掲示して、職員間で共有する。

#### (4) 保護者への情報提供と共有

保育所等は、熱中症予防に関する保護者の理解を深めるため、この「熱中症予防に関する保育所、認定こども園及び幼稚園の対応」のほか、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの意味及びそれが発表された場合における対応について、コドモン等を通じて保護者と情報を共有する。

また、熱中症に関するポスターを施設の門扉等、保護者の目に留まる場所に掲示し、熱中症事故の防止について周知啓発する。

#### (5) 児童への熱中症予防に関する指導の実施

職員は、児童に対し、熱中症事故の防止に関して、児童が自ら体調を意識し、必要な時には職員に伝えられるように以下の事項について発達段階等に応じて指導する。

ア 帽子を着用するなどして日差しを遮ること。

イ 体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに保護者や職員に伝えること。なお、発達段階等によって伝え方が様々であることに留意する。

ウ 喉が渇く前に、こまめに水分補給し、休息をとること。

### 4 熱中症発生時における措置等

#### (1) 熱中症発生時の対応

職員は、児童が熱中症を発症したと疑われるときは、現場で直ちに身体を冷やす等必要な処置をするとともに、放置すれば死に至る重大な事態であることを認識し、後記(3)の「熱中症EAP」のとおり、熱中症の重症度によって、Ⅰ度(現場の応急手当で対応)、Ⅱ度(病院への搬送が必要)、Ⅲ度(入院し集中治療が必要)と分類した上、直ちに重症度に応じて当該児童の対応に当たることとする。

当該児童にⅡ度以上の症状が見られるときは、職員は、医療機関が近接していて直ちに当該児童を医療機関へ搬送する場合を除き、2分以内に119番通報して救急隊の出動を要請する。

Ⅰ度の「めまい」や「筋肉のこむら返り」等の軽度の症状が見られるときは、職員は、当該児童を涼しい場所へ移動させ、衣服を緩め、安静にさせるとともに氷のう等により身体を冷やし、少しずつ水分を補給させるなどの応急手当をする。この場合において、職員は、当該児童の容態を継続して注視し、以下の症状が見られるときは、医療機関が近接していて直ちに当該児童を医療機関へ搬送する場合を除き、2分以内に119番通報して救急隊の出動を要請する。

ア 自力で水分を補給することができない。

イ 前記の応急手当をしても症状の改善が見られない。

## (2) 熱中症発生時の対応に向けた保育所等の体制の整備

保育所等は、熱中症が疑われる児童に前記(1)のⅡ度又はⅢ度の症状が見られる等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）の発生時に迅速かつ的確に応急手当や救命処置を講じることができるようにするため、以下のとおり体制を整備しておく。

ア 緊急事態の発生時における119番通報や保護者への連絡等について職員の役割分担をあらかじめ定め、全ての職員が理解しておくとともに、職員室等の見やすい場所に掲示する。

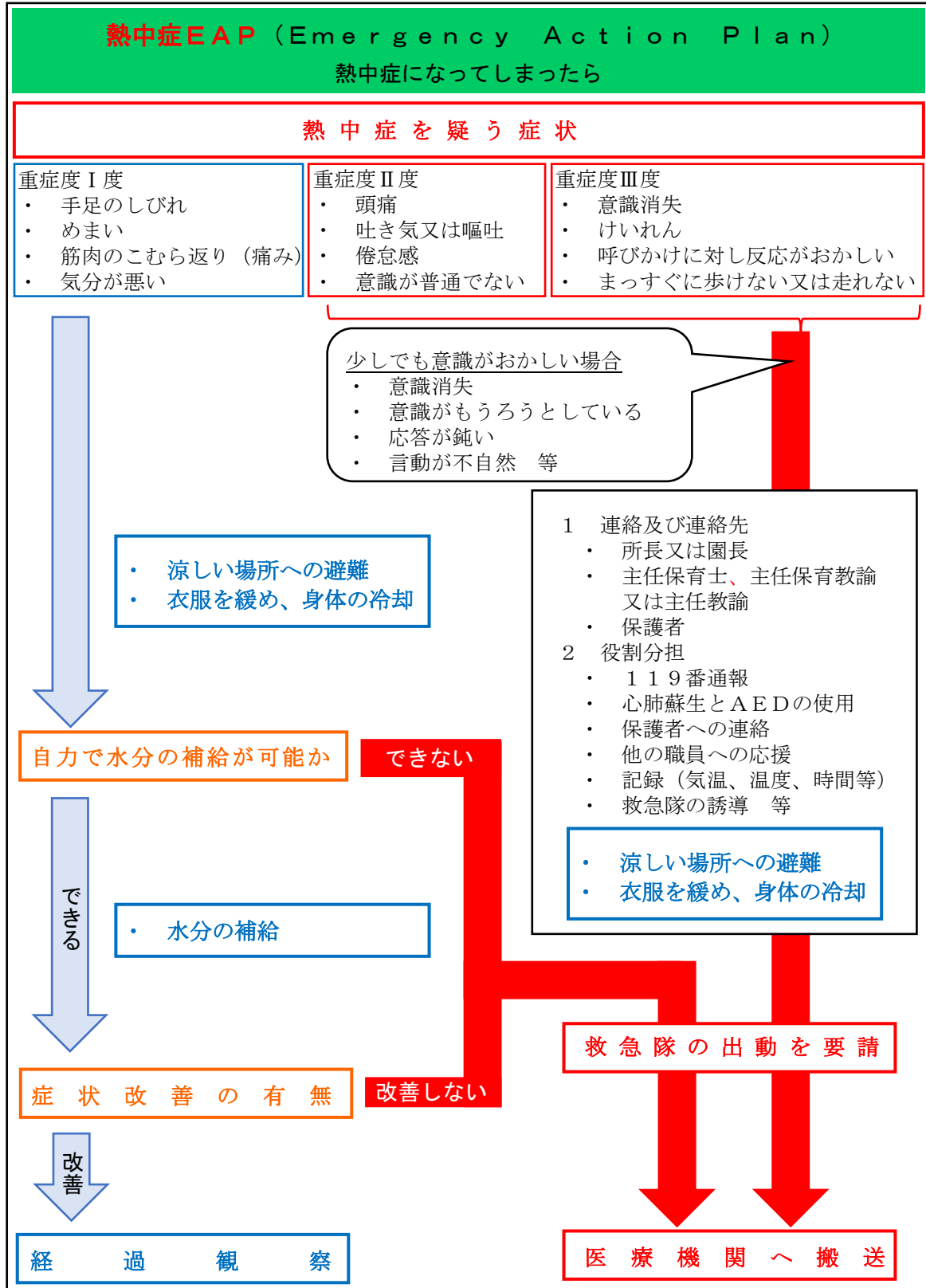
イ 緊急事態の発生時に連絡する医療機関の所在地及び電話番号を前記アの掲示の付近に掲示するとともに、所長又は園長、主任保育士、主幹保育教諭又は主任教諭（以下「所長等」という。）の電話番号を全ての職員が把握する。

ウ 応急手当や救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）等に関する講習を行う等、実際に対応することができるように備える。

エ 運動会等の際には、緊急事態が発生した場合に備え、事前に香芝消防署や学校医又は嘱託医に連絡し、緊急事態の発生時における搬送の手順等について認識を共有する。

オ 児童の応急手当や救命処置と並行して、確実に遅滞なく保護者への連絡をするため、職員は、あらかじめ保護者の連絡先を取りまとめておくほか、緊急事態の発生時は、前記アの役割分担に応じて複数の職員がその対応に当たる。また、所長等は、熱中症により重篤な症状に至った児童が発生した場合や大人数が熱中症を発症するに至った場合等は、概ね10分以内を目安として、子ども家庭部保育幼稚園課を通じて初期報告を行う。

### (3) 熱中症EAP



様式 1

園庭における暑さ指数 (WBGT) 記録簿

令和 年 月

日	曜日	記 録 内 容							確認
		時 間							
1		時 間							
		数 値							
		記録者							
2		時 間							
		数 値							
		記録者							
3		時 間							
		数 値							
		記録者							
4		時 間							
		数 値							
		記録者							
5		時 間							
		数 値							
		記録者							
6		時 間							
		数 値							
		記録者							
7		時 間							
		数 値							
		記録者							
8		時 間							
		数 値							
		記録者							
9		時 間							
		数 値							
		記録者							
10		時 間							
		数 値							
		記録者							

令和 年 月

日	曜日	記 録 内 容								確認
1 1		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 2		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 3		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 4		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 5		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 6		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 7		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 8		時 間								
		数 値								
		記録者								
1 9		時 間								
		数 値								
		記録者								
2 0		時 間								
		数 値								
		記録者								

令和 年 月

日	曜日	記 録 内 容								確認
2 1		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 2		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 3		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 4		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 5		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 6		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 7		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 8		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
2 9		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
3 0		時 間								
		数 値								
		記 録 者								
3 1		時 間								
		数 値								
		記 録 者								

※ 活動開始の10分程度前に計測し、上段に計測時間、中段に数値、下段に記録者を記録する。

様式2

## プール活動・管理日誌

月	日	曜日	気温	℃	天気
---	---	----	----	---	----

施設安全点検項目	チェック	対応
水中の危険物	有・無	
プールサイドの危険物	有・無	
水漏れ・給水施設	有・無	
虫や浮遊物	有・無	
水位の状況	有・無	

クラス	計測時刻	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	WBGT	入水者数 (人)	腰洗い槽			プール			記録者	監視者
							(投入前) 残留塩素 濃度(ppm)	塩素投入 量(ml)	(投入後) 残留塩素 濃度(ppm)	(投入前) 残留塩素 濃度(ppm)	塩素投入 量(ml)	(投入後) 残留塩素 濃度(ppm)		

引き継ぎ事項など